

令和4年度石岡市家庭用蓄電池設備導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭用太陽光発電の余剰電力の自家消費を促進するとともに、太陽光発電設備と蓄電池設備の普及を促進することにより、地球温暖化対策と市民の環境意識の更なる向上を図るため、居住用の住宅に新たに家庭用蓄電池設備の設置（以下「蓄電池設置」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示に定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとする。

- (1) 家庭用蓄電池設備 蓄電システム設備で、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されている設備であって、設置時に未使用であるものをいう。
- (2) 補助住宅 本市の区域内に存する住宅であって、同一敷地内において設置される太陽光発電設備（発電出力10キロワット未満のものに限る。）と接続する家庭用蓄電池設備を新たに設置する住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第10条に規定する実績報告の日時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 市税等の滞納がない者であること。
- (3) 補助住宅を所有し、かつ、自ら居住する者又は個人用の居住用の住宅販売を行う事業者等が販売する補助住宅を自らの居住の用に供するために取得しようとする者であること。
- (4) 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）又は申請者が属する世帯に属する者若しくは申請者と同一の住所に居住する者が第5条の申請をした日以前に本補助金の交付を受けていないこと。

(5) 第10条に規定する実績報告の日までに茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に登録している者であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付は、一の補助住宅につき1回限りの交付とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、蓄電池設置の工事に着手する日の30日前（補助住宅を取得しようとする者にあつては住宅の引渡しを受ける日の30日前）までに、家庭用蓄電池設備導入促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 蓄電池設置に係る工事請負契約書又は補助住宅の取得等に係る売買契約書の写し
- (2) 補助対象経費の内容について記載のある見積書の写し
- (3) 家庭用蓄電池設備の技術的な仕様を確認することができる書類の写し
- (4) 補助住宅の位置図及び家庭用蓄電池設備の配置図
- (5) 当該申請をした日の属する年度の前年度の納税証明書又は完納証明書
- (6) 補助住宅に申請者以外の共有者がいる場合にあつては、すべての共有者から蓄電池設置に係る同意を受けていることを証する書類
- (7) 代理人が申請する場合にあつては申請者の署名のある委任状
- (8) その他市長が必要と認める書面

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の補助金の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業完了後、家庭用蓄電池設備導入促進補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、補助事業を完了した後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用に努めること。
- (8) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、他の条件を付することができる。

(交付の決定の通知等)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を家庭用蓄電池設備導入促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 申請者は、前項の規定による通知を受けた後、当該補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の変更又は取下げをする場合は、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、家庭用蓄電池設備導入促進補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、届出の変更又は取下げを承認したときは、家庭用蓄電池設備導入促進補助金変更（取下げ）決定（承認）通知書（様式第4号）により、補助事業者には通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、家庭用蓄電池設備導入促進補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 蓄電池設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 家庭用蓄電池設備の保証書の写し
- (3) 家庭用蓄電池設備の設置前後の状況を確認することができる写真
- (4) 「いばらきエコチャレンジ」に登録していることが分かる書類等
- (5) その他市長が必要と認める書面

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該実績報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、家庭用蓄電池設備導入促進補助金確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者に連絡するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、家庭用蓄電池設備導入促進補助金交付請求書(様式第7号)に補助金確定通知書の写しを添えて、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号にいずれかに該当する場合は、既に決定した補助金の交付を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。
- (5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助金の交付決定を受けた者について交付すべき補助金の額の確定が

あった後においても適用するものとする。

3 第8条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、家庭用蓄電池設備導入促進補助金返納・返還命令通知書(様式第8号)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(証拠書類の保存)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、補助事業を完了した後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用に努めなければならない。

(処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合において、市長は、補助事業者が当該財産を処分したことにより収入があったことを確認した場合は、その収入額に応じ、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、第13条第4項の規定を準用するものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
(令和3年度石岡市家庭用蓄電池設備導入促進補助金交付要綱の廃止)
- 2 令和3年度石岡市家庭用蓄電池設備導入促進補助金交付要綱（令和3年石岡市告示第330号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
蓄電システム設備本体（蓄電池部，電力変換装置，蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置，キュービクル等）の購入費，工事費（据付・配管工事等）ただし，消費税及び地方消費税に相当する額は，控除する。	補助対象経費の3分の1以内 （1,000円未満切り捨て。上限50,000円）